

②機構認定研修プログラム修了（見込）者以外の 機構専門医新規申請について

【概要】

本来、機構専門医新規申請は機構認定研修プログラム修了者のみが対象となっておりますが、必要な要件を満たせば、機構認定研修プログラムを修了せずに機構専門医新規申請を行っていただく事が可能となりました。

対象者は以下の通りです。状況に応じて要件が異なりますので、ご自身の状況に当てはまるリンク先をご確認ください。

【申請対象者】

- ②-1 原則として過去に学会専門医新規申請を行ったことがあり、
かつこれまで学会専門医もしくは機構専門医の保有歴が無い方

以下のリンク先をご確認ください。

[◆②-1 学会専門医制度廃止に伴う 2024 年度以降の機構専門医新規申請について \(PDF\)](#)

※学会専門医新規申請を行ったことがない方は、機構認定研修プログラム修了（見込）者の機構専門医新規申請を行ってください。（機構認定研修プログラム修了必須）

- ②-2 以下のいずれかの条件を満たす学会専門医資格喪失者、
もしくは機構専門医資格喪失者

- ・学会専門医を機構専門医更新申請の手続きを行わずに喪失した方
- ・学会専門医から機構専門医の移行更新申請で不合格となり、
学会専門医資格喪失後 5 年～10 年以内の方（※）
- ・機構専門医資格喪失後 5 年～10 年以内の方（※）
- ・機構専門医休止期間中に、機構専門医資格を復活できなかった方（※）

以下のリンク先をご確認ください。

[◆②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について \(PDF\)](#)

（※）資格喪失後 10 年を超えた場合、または機構専門医休止終了後から 10 年を超えた場合は、通常の機構専門医新規申請要件での申請となります。（機構認定研修プログラムの修了が必要）